

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_31
ー相続の準備_⑤ー

2025.1. 16

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

相続の準備

2024年度に相続のルールが大きく変更になったそうですが、どういうことですか。



さすがアンテナ高いですね。①暦年贈与という制度と②相続時精算課税制度という2つの制度があることをまず理解してください。



①の暦年贈与はどういう変更ですか。



これはご家族に不利な改悪になっています。従来も相続開始前3年間の贈与は持ち戻しと言って相続財産に加算されていましたが、これが順次2031年に向けて7年も遡ることになりました。



まあ、大変。②の相続時精算課税制度も家族に不利な改訂なのですか。



これはより使いやすくなったので改正ですね。従来は基礎控除110万円がなかったのですが、①の暦年贈与とは別に新設されました。



相続の準備

先生にさらっと説明されてもよく理解できませんね。相続の検討をする場合はじっくり自分事として先生にも入ってもらって考えた方がよいですね。



一人で勉強してできないことはないでしょうが、効果的、効率的にできるかは人によりますので、専門家に入ってもらって一緒に考えることをお勧めします。



はい、わかりました。相続対策にはその他どういうのがあるのですか。



住宅資金、教育資金、結婚子育て資金の贈与はいろいろと条件がありますが、ご家族の状況と合致すれば利用を検討することもよいでしょう。



後、何かありますか。



不動産業者が相続対策でアパート建てませんか、とか、生命保険に入ることも選択枝です。でもなぜ相続対策になるのか、場合によってはならないかもしれませんので、ご家庭の事情に合わせて専門家入れて検討されるのがよいでしょう。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 2024年から暦年贈与や相続時精算課税制度が改訂されています。これから相続対策をされる場合はしっかりと理解してから専門家を入れて検討することをお勧めします。
- ✓ 住宅資金贈与、教育資金贈与、結婚子育て資金贈与も条件に合致すれば利用を検討することもよいでしょう。期限があります(時限立法)ので毎年の税制改正で気にしておくといよいでしょう。
- ✓ 不動産や生命保険を利用した相続対策もありますが、そのロジックを知った上で、ご家族にとって有効と判断される場合は実施検討することがよいでしょう。ご家族にとっては有効な手立てにならないことがあります。

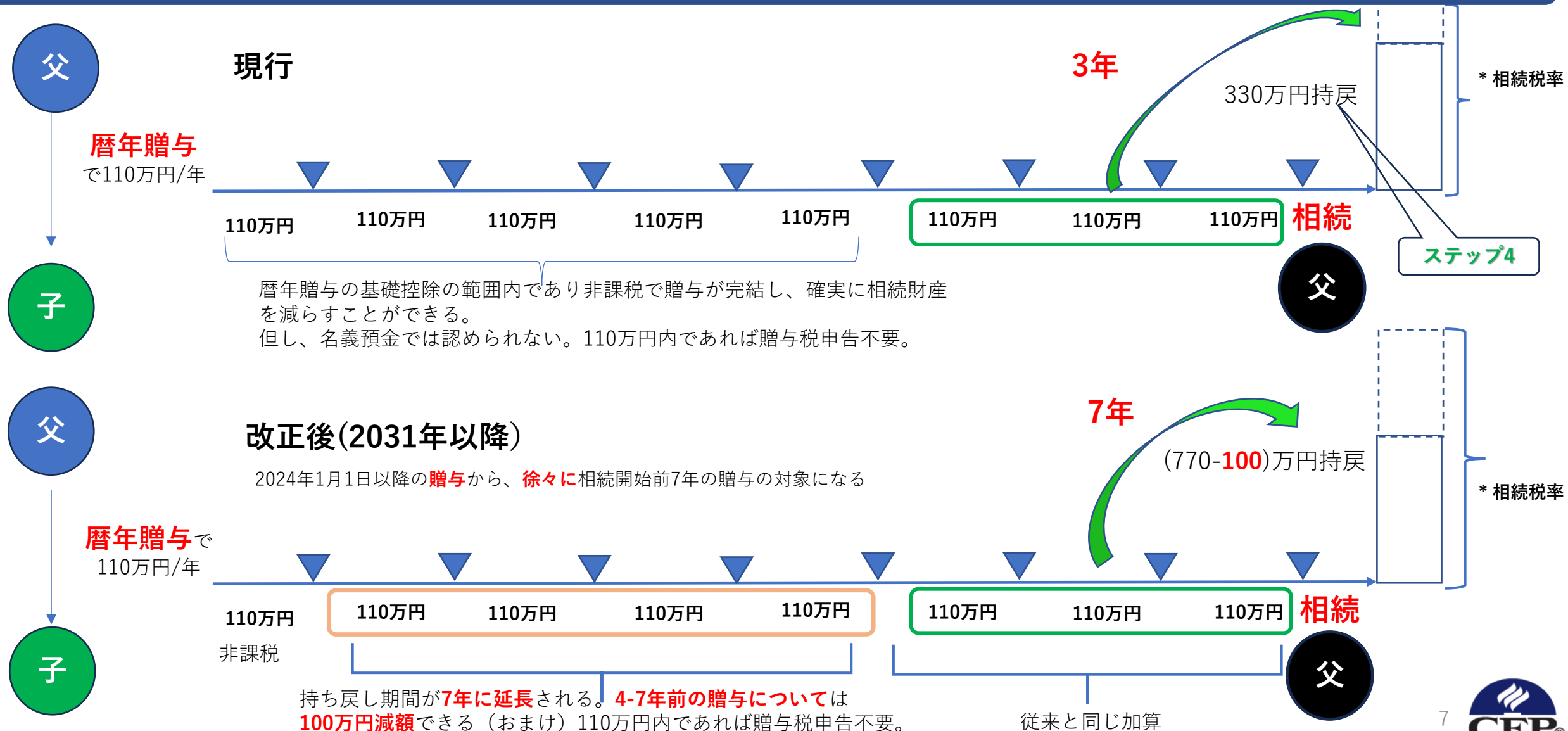
項目(優先)	住宅取得等資金	教育一括資金	結婚・子育て一括資金
贈与者	祖父母、父母の直系尊属	祖父母等の直系尊属	祖父母等の直系尊属
受贈者	18歳 以上の直系卑属 日本居住 合計所得が2000万円以下 贈与税申告必要(翌年3/15まで) 居住開始(翌年12/31まで)	30歳未満 の直系卑属 (前年所得が1000万円超は対象外) 「教育資金非課税申告書」	18歳 以上50歳未満の子、孫、曾孫 (前年所得が1000万円超は対象外) 「結婚・子育て資金非課税申告書」
使途、条件	新築、増改築対価で居住 50以上-240平米以下 築年数要件を廃止。1982年1月以降 の新耐震基準に適合している住宅	贈与契約 教育資金口座の開設 領収書等を記入機関に提出 学校等、学校等以外(上限500万円)でも可	贈与契約 結婚子育て資金口座開設 挙式・新居(上限300万円)、出産、 不妊治療、子の医療費、保育費等
適用される期限	2026年12月31日 (延長の有無毎年 確認要)	2026年3月31日 (同左)	2025年3月31日 (同左)
非課税金額	耐震省エネ: 1000万円 以外: 500万円	1500万円 /受贈者1名 (習い事は 500万円 まで)	1000万円 /受贈者1名 (結婚資金は300万円まで)
契約終了時等の残 額の扱い	贈与税対象	贈与税対象 (一般税率 適用)	贈与税対象(50歳に達した時) (一般税率 適用)
贈与者死亡時	相続税の課税価格への 加算対象外	全ての贈与に係る残額が 相続税の対 象 で、受贈者が孫、ひ孫は2割加算	贈与者の相続財産に加算
契約期間中の贈与 者の死亡(相続)	—	受贈者が 23歳以上なら 相続財産に 加 算 、相続財産が5億円を超えたら年齢問 わず加算	残額に相続税課税 あり

利用者363人(2020年度)

①事前のお金の生前贈与～暦年贈与～

親と子の立場から

「暦年贈与」で生前にお金等を贈与すると確実に相続対象財産を減らすことができます。



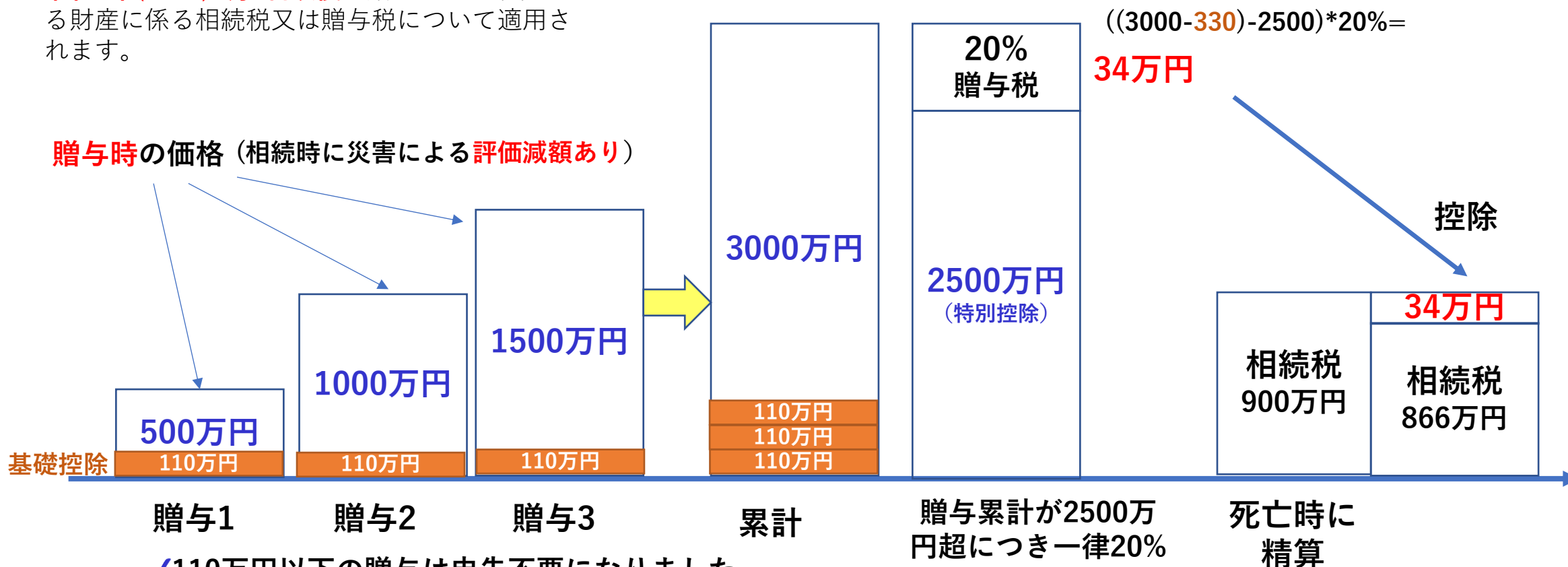
②相続税精算課税って何？ ～令和5年税制改正～

親と子の立場から

年110万円の基礎控除(暦年贈与とは別) が新設されて使いやすくなりました。

令和6年(2024)1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

贈与時の価格 (相続時に災害による評価減額あり)



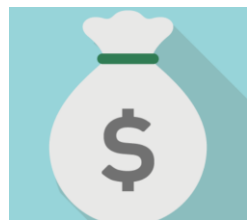
✓110万円以下の贈与は申告不要になりました。

✓取得した財産から毎年110万円の基礎控除後の贈与価額を相続財産に加算して相続税を計算されます。(例示では866万円)

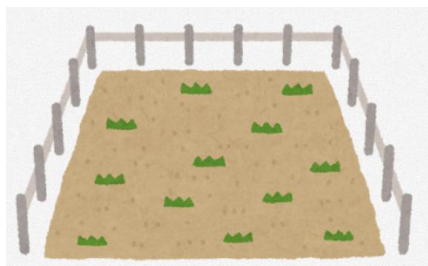


2670万円加算

資産の入れ替え：更地に賃貸住宅を建築することで相続税がかかってしまう金額を減らすことができます。



5000万円



更地路線価
5000万円

1億円

貸家建付地 = 自用地評価 * (1 - 借家権 * 借地権 * 賃貸割合)
= 自用地評価 * (1 - 30% * 60% (D) * 100%)
貸付用宅地の小規模宅地の評価減 50% (貸家)

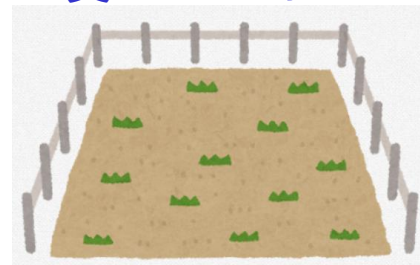
固定資産税評価(60%)と貸家 (1-30%(借家権=70%))
で建築費の約42%

貸家建付地(82%)、小規模
宅地の評価減 (50%)の適
用で約42%



2100万円

貸マンション



2100万円

4200万円

5800万円
評価減

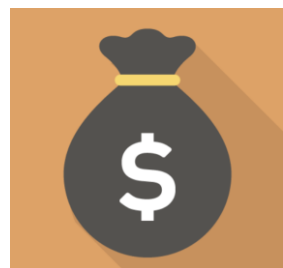
✓ 不動産業者の勧誘文句は
「**アパート建設して相続対策をしませんか**」

✓ **賃貸管理**は自分、または
相続人が行いますか。

✓ 当初、メーカーの一括借
上があっても、**保証期間後**
はないか保証家賃が下が
ります。資金計画は大丈夫
ですか。

✓ 保証期間後、借上制度が
ないと**空室リスク対策**は大
丈夫ですか。

一時払終身で一括で払い込んで、相続税を少なくしたり、受取人の納税資金の確保もできます。



2500万円



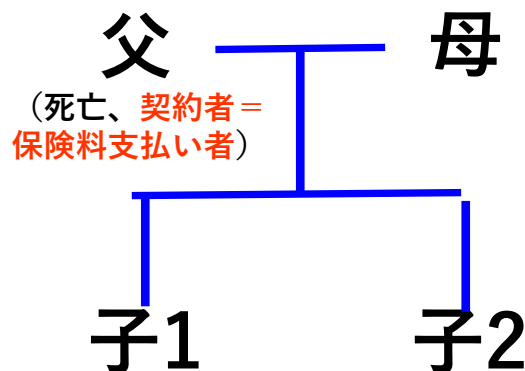
500万円 * 法定相続人数
まで非課税財産になる



2500万円の
一時払終身保険



1000万円だけが
課税資産になる



✓ 法定相続人が相続の放棄を
しても人数には含める。

500万円*3人=1500万円

✓ **受取人固有財産**のため、遺
産分割の対象外になり、相続
税資金対策に活用できます。

✓ 既に1500万円以上の生命
保険金に入っていれば追加
の効果はありません。

Thinking time !

相続の準備について親と子で話し合う機会を作りましょう。

資金の贈与

- ・ 住宅資金、教育資金、結婚子育て資金の非課税で贈与できる精度を知っていますか。
- ・ ご自分にあてはめて有効かどうかを考えてください。



贈与の対策

- ①暦年贈与や②相続時精算課税を理解していますか。
- ②暦年贈与や②相続時精算課税の利用を検討したことがありますか。または、今後、検討する予定がありますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

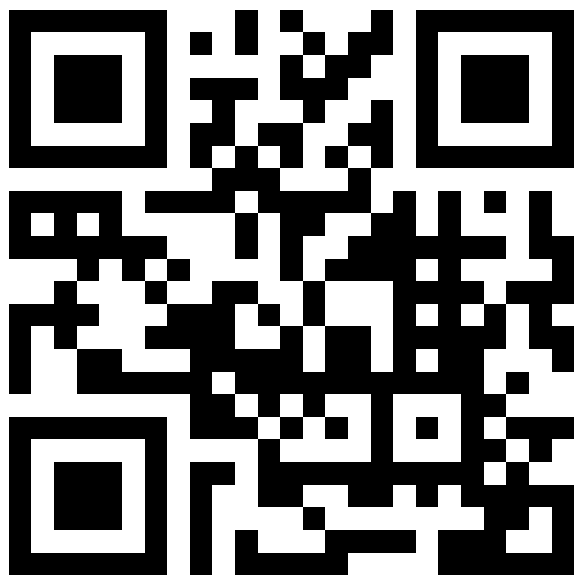
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

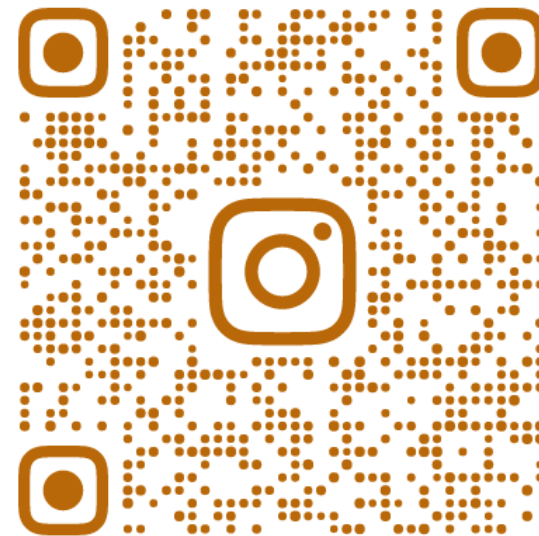
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN